

# 三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 選挙規則

改訂 2023.10.01

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本規則は「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則」第10条に基づいて役員の選挙を公正にして民主的に行うために定める

## 第2章 選挙管理委員会

(設置)

第2条 本規則の役員の任期満了又は、欠員が生じて選挙の必要が生じた場合、会長は選挙管理委員会の設置を総会に要請する

(人数及び選出方法)

第3条 役員会において人数及び選出方法を決定し委員の互選により選出された選挙管理委員長は委員会を代表して選挙管理業務を統括する

(業務)

第4条 本規則の選挙管理委員は、次の業務を行う

- 1、選挙日程の決定
- 2、立候補者の受付
- 3、立候補者の資格審査
- 4、投票及び、開票の管理
- 5、投票による有効・無効の決定
- 6、選挙における一切の疑義解釈
- 7、その他、選挙に必要な事項の決定

(報告)

第5条 選挙管理委員長は、総会で管理業務の経過を報告しなければならない

## 第3章 役員候補者

(立候補の届け出)

第6条 役員に立候補者する者は、期間内にその旨を選挙管理委員会に対し、別紙-3「四中工同窓会 役員立候補届け出用紙」に次の事項を明記して、届け出るものとする

- 1、立候補する役員名
- 2、本人の氏名(旧姓)(ふりがな)、生年月日、卒業時の期・科・番、連絡先(TEL)

(役員候補者の立候補)

第7条 5名以上の会員が他の会員を役員候補者に推薦する場合は、本人の承諾を得て期間内に届け出ることが出来る

(選挙管理委員の立候補)

第8条 選挙管理委員が役員の候補者になった場合は、委員の職を辞め後任者を補充しなければならない

#### 第4章 役員推薦委員会

(役員推薦委員会の設置)

第9条 本規則の役員候補者が期日までに定数に満たない場合、又は、役員推薦の必要があった場合は、選挙管理委員会は、役員推薦委員会を設置しなければならない

(役員推薦委員会の人員の選出)

第10条 本規則の役員推薦委員会の人員及び選出方法は、選挙管理委員会が決定する  
但し、選挙管理委員が役員推薦委員に選出された場合は、その職を辞め後任者を補充しなければならない。又、役員推薦委員が候補者になった場合もこれに準ずる

(役員推薦委員会の業務)

第11条 本規則の役員推薦委員会の業務は、次の通りとする

- 1、役員候補者の推薦
- 2、役員候補者推薦経過の報告

#### 第5章 選挙

(役員の選出)

第12条 本規則の役員の選出は、次の方法で候補者の中より選出する

- 1、会長・会計の選挙は、単記投票とする
- 2、副会長・書記・会計監査の選挙は、2名の連記投票とする
- 3、理事の選挙は、5名の連記投票とする
- 4、候補者が定数に満たない場合は、直接無記入の信任投票を行い選挙総数の過半数を以て当選とする

(選挙結果)

第13条 (役員の選出) 第12条の1項は、過半数を以て当選とし過半数に満たない場合は、上位2名を以て決戦投票とする。2項・3項は上位1名を当選とし同点の場合は、決戦投票とする

## 第6章 規則の改訂・改廃

(規則の改訂・改廃)

第14条 本規則の改訂・改廃は、「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則」  
第26条による

## 第7章 附 則

(実施期日)

第15条 本規則は、第2回 四日市中央工業高等学校同窓会 役員選挙より実施する

(改訂・改廃日)

第16条 本規則は、令和5年(2023).6.26の理事会で「代議員に関する項目」が削除され  
た

第17条 本規則は、令和5年(2023).9.15の第29回の総会(書面決議)で一部改訂が承認  
された